

ご意見の概要及びご意見に対する考え方

No.	ご意見の項目	ご意見等の概要	ご意見に関する考え方
1	第1 基本方針	令和2年度は改正食品衛生法への対応や新食品表示制度に完全移行が重要と思われまますので明記が必要ではないか。	<p>基本方針の性格上、ご指摘の内容について追加することは難しいため、改正食品衛生法の対応については「第3 監視指導の実施に関する事項」、「第5 食品等事業者自らが実施する衛生管理に関する事項」に明記しております。</p> <p>また、新食品表示制度については、関係部局と連携し、周知等に努めてまいります。</p>
2	<p>第5 食品等事業者等自ら実施する衛生管理に関する事項</p> <p>1 食品等事業者が講ずべき公衆衛生上の措置の普及啓発</p>	<p>(1)で、「…HACCP に沿った衛生管理を適切の実施できるよう、業種別の講習会等を開催し、普及啓発を図る。」とあり、大事な活動であると思います。HACCP 普及指導員（食品衛生指導員の中から養成したもの）に対する支援」を富山市とも連携を強め2020年度内に小規模事業者も構築できるようお願いいたします。</p> <p>(2)「特に中小規模の食品等事業者については、厚生労働省が内容を確認した「手引書」等を活用した講習会を開催する等…」の記載があります。ほぼ同様の内容が平成31年度の計画にも記載されていました。平成31年度の実績と、令和2年度の計画の違いを教えてください。</p>	<p>令和2年度についても、HACCP 普及指導者による小規模な一般飲食店に対するHACCP に沿った衛生管理の導入支援を計画しております。</p> <p>令和3年6月1日の完全施行に向け、富山市等の関係機関や関係団体とも連携し、中小規模事業者へのHACCP に沿った衛生管理の導入支援に努めてまいります。</p> <p>平成31年度の実績については、とりまとめのうえ、平成31年度実施結果に掲載させていただきます。</p> <p>令和2年度については、HACCP 普及指導者による小規模な一般飲食店への導入支援に加え、「手引書」が示されている業種の中から、業者数の多い業種等10業種程度について、業種別のHACCP 導入支援研修会を開催することとしています。</p>

No.	ご意見の項目	ご意見等の概要	ご意見に関する考え方
3	表3 抗生物質等 検査	<p>食品、添加物等の規格基準の食品一般の成分規格には、「食品は、抗生物質又は化学合成品たる抗菌性物質を含有してはならない」と定められています。食品一般には、食肉、鶏卵、魚介類が含まれています。</p> <p>①食鳥肉、鶏卵、食肉について、抗生物質等の検査を実施しています。ここで検査対象食品と検査項目に、「牛乳の抗生物質等検査」を加える必要はありませんか</p> <p>②「食肉」の抗生物質等 150 検体と一括記載されています。この食肉を、豚肉、鶏肉、牛肉等に分けて記載できれば消費者としては農水サイド、検査機関と協議し、その必要性、検査の可否等を確認のうえ、令和3年度以降に検査対象比較ができるのでより分かり易くなると思います。</p> <p>③検査対象食品に、「養殖魚介類」は含まれていません。必要ではありませんか。</p>	<p>① 牛乳については、乳処理業の施設において、タンクローリー毎に生乳の受入検査を行っており、その中に抗生物質検査が含まれています。</p> <p>市販されている牛乳については、全て乳処理業の施設において処理されたものであるため、行政として「牛乳の抗生物質等検査」は不要と考えています。</p> <p>② 「食肉」の抗生物質等の検査については、計画的なもの以外に、と畜場において、病気に罹患している等抗生物質等の使用の可能性の高い獣畜について、必要に応じて実施しています。</p> <p>そのため、畜種別に具体的な計画数を掲載することが難しく、合計 150 検体としております。ご了承ください。</p> <p>③ 抗生物質等検査対象に「養殖魚介類」を追加することについて、関係部局や検査機関等の意見を踏まえ、今後の検討課題とします。</p>
4	その他 表2 残留農薬等 検査	<p>昨年も要望いたしましたが、「富山県食品衛生監視指導計画」の食品収去検査等実施計画 表1に対し「富山県食品衛生監視指導計画の実施結果について」の表の形式が同様に比較できるように表記されており、とてもわかりやすいです。他の検査結果等につきましても同様の表記を希望します。</p>	<p>今回のご意見を参考に、わかりやすい表記となるよう努めます。</p>

No.	ご意見の項目	ご意見等の概要	ご意見に関する考え方
5	その他 意見募集について	毎年、富山県食品衛生監視指導計画(案)に対して意見を募集されていますが、昨年当連合会からの意見のみとお聞きしています。広く市民から意見をいただくためにも、応募期間の延長やお知らせの回数、広報活動の工夫をお願いいたします。	令和2年度富山県監視指導計画(案)の意見募集については、生活衛生課のホームページ、「とやま食の安全・安心情報ホームページ」に加え、新たに富山県公式ツイッターにも掲載し、周知を図りました。 今後も広く市民からの意見をいただくため広報活動に努めてまいります。